

障千連対県統一要求項目と県からの回答

2019年1月

障千連は千葉県に対し、障害者の生活や医療・就労・まちづくり・教育など約80項目の要求を2018年9月25日に提出し回答がありました。

つきましては、下記日時で県の各部局と交渉することになりましたので、多くの参加をお願い申し上げます。

県との交渉にご参加ください

- 1月21日（月）10時～12時 障害者福祉推進課・障害福祉事業課
（総合支援法・医療費助成・施設・放課後支援など）
- 1月21日（月）午後2時～4時 障害者福祉推進課・障害福祉事業課・教育庁以外
（就労・生活保護・まちづくり・鉄道・道路など）
- 1月21日（月）午後4時～5時 教育庁関係（障害児教育・過密校解消など）

会場は、いずれも県庁の議会棟1階第1会議室
参加者は9時45分、県議会1階ロビーに集合

- | | | |
|----|--------------------------|-------|
| 1 | 障害者権利条約・総合支援法・介護保険法等について | 2ページ |
| 2 | 医療について | 4ページ |
| 3 | 街づくり・移動の保障 | 8ページ |
| 4 | 生活保護について | 14ページ |
| 5 | 所得保障について | 15ページ |
| 6 | 地域生活事業について | 15ページ |
| 7 | 就労支援について | 17ページ |
| 8 | 障害者の雇用について | 18ページ |
| 9 | 「くらしの場」について | 21ページ |
| 10 | 人材確保・処遇改善 | 24ページ |
| 11 | 生活全般について | 26ページ |
| 12 | 障害児教育について | 30ページ |
| 13 | 放課後等デイサービス | 34ページ |

障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会
代表 天海 正克

千葉市花見川区幕張町5-417-222-109
TEL・FAX 043-308-6621

1. 障害者権利条約・総合支援法・介護保険法等について

1. 45人の死傷者を出した相模原の障害者施設「津久井やまゆり園」事件、千葉県においても「袖ヶ浦福祉センター養育園利用者の死亡事件」が起きています。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の趣旨を踏まえ、障害者の差別、虐待の実態把握とそれをなくす具体的な施策を明確にしてください。

また、条例では差別を解消するための仕組みを定めています。各仕組みにおいて、障害者団体から推薦いただいた方々に委員をお願いするなど、御意見をいただきながら取組みを進めております。

(回答要旨) 障害者福祉推進課

県では、第六次千葉県障害者計画の主要施策の柱の1つに「障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進」を掲げ、障害のある方に対する理解を広めるための周知活動など、各種事業に取り組んでいるところです。

2. 障害者の介護については、以下の事項を早急に具体化するよう国に要請してください。

(1) 年齢による介護・福祉・医療サービスの利用格差をなくすために、障害児から高齢障害者までの切れ目のない総合的な福祉・医療制度を創設してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課、障害福祉事業課

原則18歳未満は、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び入所支援サービスを利用でき、18歳以上は障害者総合支援法に基づくサービスを利用することとなっており、障害児入所支援からグループホームや障害者支援施設に移行する際には、児童相談所が主体となり、地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じた移行を図っております。

障害のある人が65歳となった場合は、障害福祉サービスに優先して介護保険制度のサービスが適用されますが、併せて、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスが必要と認められる場合は、市町村の個別の判断により引き続き当該障害福祉サービスが受けられることとなっています。

また、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定され、平成30年4月1日から施行されました。

なお、今後、3歳から5歳までの障害のあるこどもの発達支援について利用料の無償化が行われる予定です。

(2) 当面、障害者総合支援法の第7条（介護保険優先原則）を廃止し、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

自立支援給付と介護保険制度との適用関係等については、厚生労働省の通知等により基本的な考え方や運用が示されているところです。

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなりますが、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスが必要と認められる場合、介護保険サービスのみでは支給量を確保できないもの、介護保険サービス事業所が身近にないなどサービスを利用することが困難と市町村が認めるもの、介護保険の要介護認定が非該当と判定され、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認めるもの等は、引き続き当該障害福祉サービスが受けられることとなっており、市町村は利用者の意向を把握したうえで適切に判断することとされています。

なお、障害者総合支援法の改正により、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設けるとともに、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しが行われ、平成30年4月1日から施行されたことから、制度の周知を図るとともに適切に対応してまいります。

(3) 65歳になった障害当事者に対して、機械的かつ一方的に介護保険制度を適用することのないよう、厚生労働省の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」及び平成27年2月18日付事務連絡を尊重して運用するとともに、市町村に徹底してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

介護保険制度の適用対象となった障害のある人に対する自立支援給付と介護保険制度の適用については、これまでも県内市町村に対しては、会議等を通じて国通知等の内容を説明のうえ、適切に対応するよう求めてきたところです。

今後も、国通知等の内容を周知することにより、適切な支給決定事務を求めてまいります。

(4) 介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担はなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。

(回答要旨) 高齢者福祉課

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の定額の保険料が採用されています。また、平成27年度より市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第1段階の方の保険料については、公費投入により負担軽減を図っています。なお、利用料については、所得に応じ低所得者に配慮した負担の上限が定められています。

(5) 「自立支援医療」の住民税非課税世帯の無料化を早急に実施してください。また、障害児者のサービス利用における親・子・きょうだい・配偶者からの利用料徴収をやめてください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課、障害福祉事業課

自立支援医療の利用者負担については、負担上限月額を設定しており、障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌した応能負担となっております。

生活保護世帯は負担0円、市町村民税非課税世帯の負担上限月額は2,500円又は5,000円となり、障害者世帯の経済的負担に配慮したものとなっております。なお、世帯の単位は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯としております。

また、自立支援医療は、障害の状態の軽減を図り、障害者が自立して生活を送るために必要な医療であることから、低所得者においても必要な医療を継続して利用できるよう国の責任において利用者負担の軽減に努めるよう要望しました。※平成30年8月:16 大都道府県障害福祉主管課長会議

また、障害福祉サービスの利用者負担についても、障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌した応能負担とされており、市町村民税非課税世帯等においては、負担額が0円となっております。

この結果、全国的に障害福祉サービス利用の9割以上の方が、負担額が0円となっております。

(6) 障害児者のサービス利用における親・子・きょうだい・配偶者からの利用料徴収をやめてください。

3. 先に成立した「医療・介護総合法」や今年成立した「地域包括ケアシステム強化法」によって都道府県が策定する事になり、2025年に向けての地域包括ケアシステム構築について、県はどのような対策、支援、指導をされているか教えてください。また取り組みの進捗状況を教えてください。

(回答要旨) 高齢者福祉課

地域包括ケアシステムの構築については、地域のコーディネーター役として期待される地域包括支援センターの職員に対する研修や、市町村職員等を対象とした勉強会の開催、地域における生活支援サービスの担い手育成等を行う生活支援コーディネーターの養成などを行い、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援しています。

2. 医療について

1. 重度障害者医療費助成制度の現物給付化にともなう、負担金徴収はやめてください。また、負担金の徴収をなぜ行なうのか、理由を明らかにしてください。仮に負担金を徴収するとしても、多数回、複数医療機関を通院せざるを得ない慢性疾患をかかえる障害者、長期の入院が必要な障害者などのため、負担金の上限を定めてください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

重度心身障害者医療費助成は、県、市町村及び制度利用者が応分の負担をしながら支えていくものと考えております。

平成27年8月から現物給付化を実施するに当たり、様々な検討を行い、他県の状況、市町村の

意見や他の制度も参考に制度改正を行い、一定の自己負担をいただくこととしました。なお、市町村民税所得割非課税世帯の方については、無料としています。

また、更生医療等の公費負担制度及び特定疾病療養費（通称：マル長）においては、一部負担金の上限を設けていますが、これらの公費負担制度を重度心身障害者（児）医療費助成制度と併用できます。この場合、重度障害者医療費助成でカバーされる分を含む自己負担金の合計が、他の公費負担制度の一部負担金の上限額に達した以降は、重度心身障害者（児）医療費助成の自己負担金は発生しない取扱いとしています。

2. 重度障害者医療費助成制度（現物給付）を近接都県で使えるようにしてください。

（回答要旨）障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

重度障害者医療費助成制度の現物給付化に当たっては、レセプト処理を行う審査支払機関や保険者等との協議の中で、県内の医療機関に限って受給券を取り扱うこととしています。

3. 重度障害者医療費助成制度で年齢により対象外とすることはやめてください。また精神障害者も対象としてください。

（回答要旨）障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

65歳以上で新規に重度障害者となった方の取扱いについては、市町村、関係団体とさまざまな協議を行い、また、他県の事例も踏まえ、国の後期高齢者医療制度で対応することとしたものです。

精神障害者を対象に含めることについては、事業の実施主体である市町村や、関係機関とも協議しながら、対応を検討してまいります。

4. 指定難病受給者証(手帳)と自己負担限度額管理手帳を一つにまとめてください。通院時片方を忘れてしまったとき、窓口で全額負担になってしまいます。そのため、その時の支払金額が膨大となりその場では支払いきれなくなってしまう。障害児者にとって書類等はわかりやすく、煩雑にならないような工夫をしてください。

（回答要旨）疾病対策課

特定医療費（指定難病）受給者証は、公費の支給を受けることができる証明書であり法令で定められているもので、知事が証明して交付しています。

記載事項も多岐に渡っており、記載事項に変更が発生した場合、保健所の窓口で手書き修正してその場で返却する場合も多くあるため、訂正前後の情報を医療機関等の職員が見て判断できる程度の大きさが必要となってきます。

一方、自己負担限度額管理手帳は、千葉県支給認定実施要綱で受給者に発行するよう定められており、患者が月々の医療費を自ら管理できるよう発行しているもので、受給者証とは用途が異なっています。

また、受給者により、管理手帳の使用状況が異なることから、受給者証とは別に管理手帳を再発行しております。

病院、薬局等にかかる際には、保険証、病院の診察券、受給者証、管理手帳が必要となります。常に一つにまとめて管理していただきますよう、何卒、御協力お願いいたします。

5. 市町村健診バスを障害者でも使えるようにしてください。

市町村で行う、健康診断では健診バスが使われることがありますが、バリアフリーになっていないため健診を断念する障害者もいます。バスのバリアフリー又はその代替策を至急講じてください。

(回答要旨) 健康福祉部健康づくり支援課、障害者福祉推進課

健診バスのバリアフリー化については、市町村を対象とする関係会議及び研修会等にて伝えていくとともに、健診バスを利用しなくても医療機関にて健診が受けられるようにするなど市町村に協力を依頼してまいります。

県では、障害者差別解消法及び障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき、障害のある人が障害のない人と実質的に同じような日常生活や社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置が行われるよう、周知啓発に努めているところです。

6. 市町村で行われているがん検診について、県内どこの病院でも、市町村で受けたときと同じ金額で受けられるようにしてください。

私は匝瑳市に住んでいますが、がん検診は集団検診で検診車のバスで受けるか、市内の病院で受けるかを選べます。今までは集団検診は検診車で受けていましたが、もちろんバリアフリーでないため、自力でバスの階段を上がり、検診の箇所によっては着替えて検診台に上がると言うことをしてきましたが、だんだん自力では難しくなりました。市内に病院はバリアフリーではないところがほとんどです。今のところ市町村で契約していない病院で受けると自腹になってしまいます。障害者でも市の補助でがん検診が受けたいです。例えば、バリアフリーはもちろんこと、乳がん検診のマンモグラフィなどは立ったままの状態レントゲンを撮るので、普段から車いすなので立つことだけでも精いっぱいなのに動かずに撮るなど無理です。病院によっては車いすに座ったまま撮れるレントゲンもあります。バリアフリーでないから受けられないのは不公平だと思います。

(回答要旨) 健康づくり支援課、健康福祉指導課、障害者福祉推進課

がん検診は、市町村事業であり、検診委託先及び受診者の負担額については、各市町村の考え方によるものです。バリアフリー対応の病院での検診実施については、機会を捉え、市町村に協力を呼びかけてまいります。

なお、県では、障害者差別解消法及び障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき、障害のある人が障害のない人と実質的に同じような日常生活や社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置が行われるよう、周知啓発に努めているところです。

7. あん摩・鍼・灸問題について

(1) 医業類似行為について 昨年消費者庁が法的な資格制度のない医業類似行為の手技による施術を受ける際は慎重にという通知を出しました。これは、被害相談が増加しているからで、私たちは、無資格医業類似行為者に対し開設届けの必要性があると思うが、県のお考えをお聞かせください。

(回答要旨) 医療整備課

- 1 県では、無資格者の施術は違法であるものと承知しております。そのため、県民に対して、無資格者の施術による健康被害防止のため、有資格者の施術を受けるよう、県ホームページへ掲載するなど注意喚起しているところです。
- 2 併せて、平成 28 年の法改正等により利用者の皆様には施術所内で2つの確認ができるようになりました。第1に保健所にあん摩・マッサージ・指圧等の施術所として届出済の証明書を掲示していることと第2に施術者が厚生労働省の依頼により（公財）東洋療法研修試験財団が発行する「厚生労働大臣免許保有証」の着用をしていることです。この2点により利用者は届出済の施術所と国家資格保有者であることを確認できるようになりました。
- 3 県では、これらにより県民の皆様が安心して施術を受けていただけるよう取り組んでいるところです。また、通報があった場合には、保健所が事実を確認した上で、指導しております。

(2) 保険によるマッサージについて 不正な請求が問題になる中、柔整師の業務にはマッサージは含まれていないのにマッサージで保険の請求をしている業者に対しては、店内にマッサージ免許を掲げることを義務づける必要があると思うが、県のお考えをお聞かせください。

(回答要旨) 医療整備課

- 1 施術所の届出については「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」で各々の法令で定められています。
- 2 施術所内に免許証又は免許証の内容等を記載した書面を掲示することは法令上義務付けされておりましたが、県としては、利用者の皆様は施術所の法的資格の有無を確認するために、施術所に対して免許証や開設届の写し等を施術所内に掲示するよう保健所で要請しています。
- 3 県では、同一建物内において「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律」と「柔道整復師法」の2種類の法律による施術を行うことが可能な場合、2種類の届出及び看板を掲げ、それぞれの有資格者の免許を確認の上、許可された施術を行うよう保健所で指導しております。

(3) 療養費の適切な保険請求を進めるため、柔整視の多部位請求や部位ころがしなど、具体的にはどのような不正対策が行なわれていますか。 また、画一的な保険請求が多く出る施術所のばあいにはどのような対応をしていますか。

(回答要旨) 保険指導課

国の通知に則り、各保険者に対し、柔整療養費についての被保険者に対する医療費通知の送付を行うと共に長期・多部位等の被保険者がいないか点検を行い、その疑いのある被保険者

がいた場合は、被保険者へ調査票の郵送等により調査をして、その結果、疑義のある施術所に対しては、照会や訪問による確認を行い、柔整療養費の適正な支給が行われるよう指導をしています。

また、保険者の点検の結果、不適切な請求が疑われる施術所についても照会等を行うよう指導しています。

- (4) 施設利用券について この制度は、施術を受けたい県民にとっては予防医学の観点から・施術者にとっては無免許対策になるため、各市町村での復活や継続をお願いします。また、施術を受けたい県民にとって、地域間の格差が大きすぎると思うが、県としてこの格差をどう考えるかお聞かせください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

マッサージ施設等の利用助成については、各市町村が地域の実情に応じて実施するものと考えています。

3. 街づくり・移動の保障について

1. 千葉県福祉のまちづくり条例について

千葉県福祉のまちづくり条例の目的を達成するために、私たちの要望事項の実現をはかってください。そのためには、県が直接実施している施策はもちろんのこと、鉄道事業、陸運事業等直接関与していない事業でも条例の定めるところにより、障害者が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めてください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

千葉県福祉のまちづくり条例は、県、事業者、県民等の各主体の責務を定めており、互いに協力し、それぞれの役割を果たし、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこととしています。

県では、平成28年1月に条例の整備基準を分かりやすく解説した「施設整備マニュアル」を改訂したところであり、今後も、本マニュアルの普及啓発を行いながら、自ら設置管理する施設のバリアフリー化を図るとともに、各施設の設置管理者等に対しては、整備基準に適合するよう届出等の際に指導を行っていきます。

2 公共施設におけるバリアフリー化

レストランなど飲食店のバリアフリー化を進めてください。飲食店は、客が飲食、小休憩などを目的とする性質上、トイレに行くことが多く、トイレや出入口などのバリアフリーが欠かせません。千葉県福祉のまちづくり条例にもとづき、店舗面積の大小に関わらず対象施設に位置づけてください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

千葉県福祉のまちづくり条例では、病院、集会場、学校等の不特定かつ多数の者が利用する建築物等については、面積規模にかかわらず、「出入口には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと」、「車椅子使用者用便房を設けること」等の整備基準に適合させるよう努めなければならないとしています。

レストランなどの飲食店についても整備基準に適合させる努力義務があり、床面積の合計が

500 m²以上の施設を新設等する場合は、工事着工前に届出をさせ、スロープや車椅子等の設置を指導しています。

また、届出対象外のレストランなどの飲食店については、敷地の状況や建物の構造などの理由で必ずしも整備基準に適合させることができない場合もあることから、県では県民が互いに助け合い、協力して福祉のまちづくりを推進できるよう意識の醸成に引き続き努めてまいります。

3 千葉県下の鉄道ホームでの可動式ホームドアの敷設状況に関して

(1) JR総武本線、京葉線、京成本線の可動柵計画はありますか。また、パラリンピックの開場となる京葉線海浜幕張駅等へのホームドア設置を昨年要望しましたが、その後の進捗状況を教えてください。可動柵に換わる固定柵の設置は認めないでください。

(2) 最新の鉄道事業者の負担軽減の為の支援拡充の内容を示してください。

(3) 最新の千葉県内の利用者、数十万以上の16駅に対する設置計画を示してください。利用者数が10万人未満の県内駅についても、千葉盲学校の最寄り駅の四街道駅や愛光の施設が有る物井駅などに2013年度より実施している市町村向け補助金制度を10万人未満利用者駅であっても当該制度への支援を拡充してください。

(回答要旨) 交通計画課

(1) JR総武本線につきましては、2032年度末頃までに、市川駅～千葉駅間の全駅に、京葉線につきましても、2032年度末頃までに、舞浜駅～蘇我駅間の全駅にホームドアを設置する計画があります。

京成本線につきましては、2018年度に空港第2ビル駅、2019年度に成田空港駅に設置する計画があります。

海浜幕張駅へのホームドア設置について、県では設置要望を行っていますが、JRの設置予定は、先ほどの計画のとおりとなっています。

県としては、海浜幕張駅のような利用者の多い駅について、安全対策としてのホームドア設置は急務と考えており、早期に設置されるよう、引き続き鉄道事業者に対し働きかけてまいります。駅の状況により転落防止対策は異なり、その判断は鉄道事業者に委ねているところですが、県としては、ホームドアの設置を呼び掛けているところであり、県の現補助制度の対象はホームドアのみとしています。

(2) 来年度の、ホームドア整備に関連した国土交通省の事業の予算についてですが、「鉄道駅総合改善事業費補助」や「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の予算は、今年度に比べ増加しています。県としても、必要な予算の確保に努めてまいります。

(3) 県内の利用者数10万人以上の駅は、2017年度の実績で17駅ありますが、ホームドア設置済みが2駅で、残りは全て内方線付き点状ブロックが整備済みです。

このうち、JRの各駅(市川・本八幡・西船橋・船橋・津田沼・稲毛・千葉・舞浜・新浦安・海浜幕張・柏・松戸)については2032年度末頃までに、東京メトロ東西線(東葉高速線)の西船橋駅については、2024年度までに設置する計画が発表されています。

利用者数10万人未満の駅でも、視覚障害者の利用が多いなどの特殊な事情がある駅については、現補助制度においても、支援が可能となっています。

4 JR千葉駅の新駅舎建設について

- (1)新駅舎について、視覚障害者、車いす利用者、歩行障害者などの当事者による点検を行い、必要な改善事項がある場合は、障害者の要望を反映して改善してください。
- (2)エスカレータの乗降口に上り、下り、何番線乗り場かを音声案内をしてください。
- (3)エレベータ乗り場がこちらですなど音声案内をしてください。
- (4)通路での行先案内を日本語、英語、中国語、韓国語で音声案内をしてください。特に上り快速電車の発車ホームの案内をお願いします。

(回答要旨) 交通計画課

JR東日本千葉支社に確認したところ、千葉駅は、バリアフリーガイドラインに基づき設計・建築されており、目の不自由なお客様などの乗車に際しては駅員による案内をしていると、聞いています。

いただいたご要望については、再度鉄道事業者にお伝えします。

- 5 千葉県下のどこの市町村でも利用できる共通福祉タクシー券を千葉県の事業として実施してください。視覚障害者などの障害者は、他の市町村でタクシーを利用する機会が多くあります。県は、福祉タクシー事業については市町村が判断して実施されると回答されていますが、埼玉県では共通タクシー券が発行されています。一度、調査をしてください。当面は市町村をまたがる利用できるタクシー事業所の拡大を勧めてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

福祉タクシー事業は、地域の実情や利用の実態に応じて、各市町村が判断して実施するものと考えています。

現在、49市町村が実施しており、そのうちおよそ30市町村において協定を結んだ事業者の営業範囲内での広域利用が可能とされており、その実施状況についてホームページに掲載することで、各市町村の動向を周知するよう努めてまいります。

6 エスコートゾーン敷設について

- (1)視覚障害者の利用が多い施設周囲への横断歩道に敷設を要望します。早急に敷設して頂きたい箇所は以下の通りです
 - ・JR稲毛駅前ロータリー5か所(平成30年4月に千葉市道路維持課、千葉西警察署の方に現地調査をしてもらいました)。進捗状況の確認、経過を教えてください。
- (2)以前より所管の警察署、道路維持課などへ敷設要望をしましたが殆ど、実現していません。実現できる為のアプローチを教えてください。
- (3)千葉県下の行政上のエスコートゾーンの整備計画を教えてください。

(回答要旨) 県警本部交通規制課

(1)御要望箇所につきましては、現地立会いを実施した後、県内の要望箇所とともに道路管理者と連携して検討しているところであります。

(2)御要望の提出方法の如何によって、設置可能か否かが決定することはありません。今後も御要望いただいた箇所について一つ一つ精査していきます。

(3) 千葉県下の行政上のエスコートゾーンの整備計画についてですが、警察の整備については、今年度中に千葉市の幕張地区3箇所について整備を行う予定となり、来年度以降も引き続き検討していく予定となります。

7 視覚障害者、高齢者などへ利用しやすいアイシグナル音響信号機の設置を進めてください。
又、聴覚障害者用の振動式信号機の設置計画を教えてください。

(1) 設置の進捗状況を教えてください。

(2) 計画的に設置をすすめてください。

(回答要旨) 県警本部交通規制課

音響式信号機につきましては、警察庁から「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針」が示されているところであり、当県においてもこの指針に基づき整備を進めております。

現在、当県では御要望（アイシグナル、振動式信号機）のような音響式信号機を採用しておりませんが、今後、警察庁にて仕様化されれば導入について検討して参ります。

8 シグナルエードでのバス行先案内システムについて

千葉県下で運行されているバスへ、シグナルエードを向けると行先を音声で案内してくれるシステムをバス協会に要望してください。バス協会へ伝えた結果、その見解を教えてください。

(回答要旨) 交通計画課

バス停のバス車外における行き先案内について、充実を図るよう、千葉県バス協会を通じて各バス事業者にお伝えします。

9 JR稲毛駅東口のロータリーのバスロケーションシステムの運用について、視覚障害者、高齢者にとって問題点の多いシステムになっております。例えば、「こちらは2番線乗り場です」の音声案内はあるのですが、行き先案内はありません。バスがないのに「バスが発車します」など、危険な運用の問題があります。（平成30年4月に千葉市交通政策課の方と現地調査をして頂きました）進捗状況を確認して頂き、対応策を教えてください。

(回答要旨) 交通計画課

千葉市に確認したところ、当該バスロケーションシステムを運用するバス事業者に対し、ご要望があった旨をお伝えし、バス事業者より「対応については検討中」との回答があった旨を確認しております。

10 点字ブロックの摩耗などメンテナンス及び敷設など要望について、千葉そごうデパートの周辺がすべてJIS規格の点字ブロックに改善して頂き、感謝申し上げます。以前は15センチの誘導ブロックでわかりにくいものでした。前回の回答で摩耗など耐用年数は管理されていないとの事でした。つきましては 予算上の事は有ると思いますが 新しく、以下の所在地誘導ブロックの検討をお願いします。

(1) 千葉地方裁判所と千葉市管理の歩道誘導ブロックと京成本線大神宮下駅から船橋市管理の歩道について、遮断されている部分を接続させてください。

(回答要旨) 千葉市建設局土木部土木保全課、千葉地方裁判所

千葉地方裁判所と千葉市管理の歩道の遮断されている誘導ブロックにつきましては、今後の施

工に向け、検討を進めてまいります。ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

(2) 県が管理している京成本線船橋駅から船橋競馬場間の高架側道の歩道に誘導ブロックを設置してください。

(回答要旨) 船橋市役所 道路部 道路計画課

(1) 京成本線大神宮下駅から船橋市管理の歩道への接続については、鉄道事業者と市が協議のうえ、整備の検討を行います。

(2) 船橋市では、船橋市移動円滑化基本構想を策定し、当構想における重点整備地区からバリアフリーの整備を行っており、現在のところ当該歩道の整備予定はありません。

1 1 車の進入を避ける為、車止めが設置されている道路が数多く有ります。視覚障害者等のけが防止のため車止めの材質を樹脂製品にしてください 又、点字ブロックが有る場合はブロックから離して設置してください。

(回答要旨) 道路環境課

車止めは、大型車の巻き込み防止や、車両の誤進入を防ぐ重要な施設です。

要望のあった樹脂製品については、車止めの新設及び取替え時に設置箇所の状況を勘案しながら、採用及び離隔の確保について、検討してまいります。

1 2 千葉都市モノレールについて、千葉都市モノレールの全駅に、バリアフリートイレを設置してください。また、各駅一か所以上は車イスが通ることのできる改札口を設置してください。

(回答要旨) 交通計画課

・千葉市によると、千葉都市モノレールのトイレについては、千葉駅、千葉みなと駅、スポーツセンター駅、都賀駅、千城台駅の5駅に「多機能トイレ」を、また、市役所前駅、栄町駅、葭川公園駅、県庁前駅の4駅には「車椅子対応トイレ」を設置しており、残り9駅に関しては、整備予定は未定とのことです。

・また、車椅子の通ることができる幅広改札については、14駅にすでに設置済みとのことです。

1 3 路線バスについて

(1) バス利用に車いす利用者単独でも安心して利用できるよう、乗務員に介助方法を徹底してください。

(回答要旨) 交通計画課

ご要望の内容については、千葉県バス協会を通じて各バス事業者にお伝えします。

県としては、より多くのバス事業者において乗務員への講習会等を実施するよう働きかけてまいります。

(2) バス停留所は、電柱、ガードレール等をなくし、必要なスペースを確保するなど、車いすが乗降できるように改修してください。特に、東金街道の「高根」バス停（下り）については早急に改善してください。

(回答要旨) 交通計画課

・バス停留所の改修については、各バス会社と各施設の管理者が協議し対応しているところであり、ご要望については、千葉県バス協会にお伝えします。

(回答要旨) 道路環境課

電柱等の占用物件については、バス事業者等から具体的な要望があれば、占用者との協議や指導により、施設利用上の利便性及び安全性の向上のため必要な措置を講じていきます。

また、ガードレールは車両の逸脱を防ぐ重要な施設であり、バス事業者等から具体的な要望があれば協議を行い、道路管理者として、利用者の安全確保と利便性の向上が図れるよう検討してまいります。

(回答要旨) 千葉国道事務所

千葉国道事務所ではバス事業者に相談し、「高根」バス停においてはバス事業者の協力のもと平成30年7月からバスの停車位置を変更していただき、車いすの方が乗降できる運用をしていただいております。なお、車いすの方が乗降できるスペースの確保については、抜本的な対策等の検討を進めてまいります。

14. 鉄道の車両とホームの段差をなくしてください。スロープによる職員の介助に替わる機械的対策を講じてください。

(回答要旨) 交通計画課

鉄道の車両とホームの段差解消については、ホームの構造等により対応方法が異なるため、状況に応じて鉄道事業者が行うものと考えております。

ご要望の内容について、各鉄道事業者にお伝えしてまいります。

15. 鉄道を車いすで利用するとき、下車駅の駅員が一人勤務の場合は近隣駅からの応援を受けるなどの車いす到着の対策を講じ、駅員不足を理由に乗車を遅らせるようなことはしないでください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

鉄道事業者における合理的配慮の具体的な対応については、平成27年11月に「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が示され、国土交通省より関係団体等へ情報提供等周知し、各団体や事業者において相談体制の整備や各事業者・各職員への研修等取組みが実施されているところです。

本県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」においても、公共交通機関の利用の拒否、若しくは制限、又は条件を課すことなどを障害者差別の一類型と位置付けていることから、具体的な事案が発生したときには合理的配慮を求めるなど、必要に応じて、広域専門指導員らによる働きかけや調整活動を行ってまいります。

16. 障害者の社会参加を進めるため、廃止された県のリフトバスを、民間委託など運営方法を工夫して復活してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

リフト付き福祉バスについては、車両の老朽化による安全運行の困難さなどから平成14年度限りで終了し、現在は関係団体に委託して、車いす仕様車の貸し出しを行っています。なお、リフト付きバスについては、市町村でも設置しているところがありますので、御活用ください。

17. 千葉県障害者スポーツレクリエーションセンターの多機能トイレの手すりを至急改善してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

ご指摘をいただいた箇所を含めセンターの利用者の皆様に対して、確認をいたしました。

その結果、手すりの向きやウォシュレットの位置等について、御不便をおかけてしている箇所がございましたので、修繕等について検討してまいります。

4. 生活保護について

1. 生活保護を受けている障害者の中には、医療受給券を申請し、受け取りに行くのが困難な人がおり、そのような障害者の為に、年間を通じて使用可能な方策を千葉県として講じてください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護は、国からの法定受託事務であり、医療の給付手続きについては、国が定めた「医療扶助運営要領」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)において、受診の際、医療機関に提出する医療券については月単位で発行し、有効期間は当月内とされています。

2. 生活保護の住宅扶助の削減についての見直しを国に要請してください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

住宅扶助については、国が社会保障審議会生活保護基準部会報告書を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障がないよう配慮しつつ、見直しを実施したものです。

3. 生活保護ケースワーカーの担当世帯数は、少なくとも標準数を上限とすることを各福祉事務所に指導強化してください。障害者、とりわけ精神障害者は様々な困難を抱えている人が多いので、ケースワーカーの対応を強化してください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護ケースワーカーについては、毎年度、施行事務監査時に被保護世帯数を基に必要人数が満たされているかどうかを確認しており、不足している場合には指導を行っています。また、障害者等で困難な問題を抱えている場合には、ケース診断会議にかけ、組織全体で対応するよう指導しています。

4. 保護費の削減など行政からの通知や案内を視覚・聴覚などの情報障害者や知的障害者・精神障害者への説明・指導を徹底してください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護の決定通知や制度の説明に際しては、家庭訪問や窓口での面接、電話による相談時等において、それぞれの対象者に分かりやすく懇切丁寧に説明するよう、福祉事務所に対して指導しています。

障害のある方に対し、それぞれの特性に配慮した説明が行われるよう、今後も指導していきます。

5. 生活保護受給者の就労指導の強化をし、積極的に仕事探しをおこなってください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護受給者の就労指導については、生活保護法が改正され、平成27年4月より各福祉事務

所において、被保護者就労支援事業が実施されています。

この事業は、被保護者の自立の促進を目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うものです。また、就労支援を円滑に実施できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携体制を構築することとしています。

5. 所得保障について

1. 所得保障の一環として、国に所得保障制度の改善の要望を千葉県としてあげて下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

「障害者自立支援法に対する附帯決議」の趣旨を踏まえ、障害基礎年金の増額など所得保障制度の改善を、全国主要都道府県民生主管部（局）長会議、関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議、16 都道府県障害福祉主管課長会議及び関東甲信越地区障害福祉主管課長会議を通じて国への要望を行っています。

2 千葉県として、特別障害者手当の増額をはかるようにして下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

特別障害者手当は法律に基づく国の制度であり、額については、全国消費者物価指数を基準として、毎年4月に「児童扶養手当法等の一部を改正する政令」でその年の手当額が定められています。

3 親との同居世帯の課題を調査し、問題点を明らかにしてその対策を行って下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課、障害福祉事業課

障害のある人の「親亡き後」に備え、①親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、③緊急時の受け入れ対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりなどの役割を担う地域生活支援拠点の整備について、市町村に対する働き掛けと支援を行っています。

また、障害のある人の自立のため、所得保障を含め、住宅手当の創設を国に要望してまいります。

6. 地域生活支援事業について

1. 地域活動支援センターの低額な運営費の改善に向けて、国に地域生活支援事業の補助の大幅な増額を求めてください。同時に千葉県独自の補助金創設または増額をはかり、市町村間格差の解消をはかってください。

(1) 発達障害、重度知的障害の利用者支援についての加算助成をしてください。

(2) 事業所への通所にかかる交通費、事業所の家賃補助をして下さい。

(回答要旨) 障害福祉事業課

地域活動支援センターの運営に係る財源については、市町村が安心して事業を展開できるよう、市町村に対して全額交付税で措置する等、安定的かつ十分な財源措置を講じるよう要望しました。

※平成 30 年 8 月：16 大都道府県障害福祉主管課長会議

(1) 「地域活動支援センター等支援事業」により、発達障害及び重度障害のある人等への支援に係る経費の一部として、対象者 1 人につき月額 10,000 円を上限（県負担 1/2、市町村負担 1/2）とした補助を実施しているところです。

(2) 利用者が通所の際に要する交通費については、「地域活動支援センター等支援事業」により、事業者が利用者送迎に要する費用の一部を補助しています。

また、事業所の家賃補助はすでに実施しているところです。

2. 居宅支援をめぐる課題について

(1) 県内の市町村によっては移動支援事業を利用することに多くの制限がかかっていることがあります。例えば、プール利用はできない、グループホームや入所支援施設で暮らす人は利用できない、などあたりまえの市民生活を送ることへの言われなき権利侵害があるケースも見られます。県内に暮らす障害者が、制限なく移動の自由が保障されるように県で各市町村に指導をしてください。

(2) 同行援護の身体介護なしの報酬単価が低く設定されているため、事業所にとって負担となっています。県で身体介護ありとの差額を補助してください。

(3) 行動援護事業所や同行援護事業所では、介護職員初任者研修に加えて強度行動障害支援者研修や行動援護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修など、そこで働くためにさらに研修を受けなくてはなりません。その受講料が負担になっています。受講料の補助をしてください。

(4) 慢性的にヘルパー不足になっている事業所も多いため、ニーズがあっても人手不足のため対応できないケースもたくさんあります。障害福祉の現場で働いてくれるヘルパーを増やして行く為にも、県主催で受講料の安いそれらの資格取得のための研修会を開いてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

① 移動支援事業を含む地域生活支援事業においては、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、国に対して、事業実績に見合った確実な財源措置を講じるよう要望しました。

※平成 30 年 8 月：16 大都道府県障害福祉主管課長会議

②③④ サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定確保ができるよう、国に対して、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図るよう要望しました。また、障害福祉施設職員が身体ケア等の介護技術を習得するための研修体制（環境整備を含む）及びカリキュラムを示し、そのための財源措置を講じるよう要望しました。

※平成 30 年 8 月：16 大都道府県障害福祉主管課長会議

3. 相談支援について

(1) 「相談支援の充実」の進め方を周知徹底すると同時に、相談に応じられる相談支援事業所の整備・充実の具体的な対策を講じてください。相談支援専門員の質・量ともに充実を早急に図ってください。相談支援従事者研修を増やし、有資格者の養成を図ってください。

(2) 委託・計画事業所の増設の推進をはかって下さい。計画、一般相談とも急増して、1 人 100 人を超える相談をかかえている現状があります。今年度より、一人 35 人という方針が出ましたが、そのための具

体的な方策を考えてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

- ① 相談支援従事者初任者研修による相談支援専門員の確保と現任研修及び専門コース別研修によるスキルアップに努めており、平成29年度においては、相談支援従事者初任者研修410人、現任研修417人、専門コース別研修全4コース延べ237名が受講・修了したところです。今後も、引き続き相談支援専門員の養成と質の確保に努めてまいります。
- ② 引き続き、相談支援専門員の養成と質の確保を図り、相談支援事業所の設置を支援してまいります。

7. 就労支援について

1. 就労継続支援B型事業所に対する報酬改定基準は、工賃向上という「結果」を追うあまり、主体である利用者の実態を無視しています。「働きがい」「ディーセントワーク」「仲間との交流」「協同」ということをキーワードに働くことを考えてください。

- (1) 就労継続支援事業を工賃額のみで評価せず、例えば作業において利用者自身の力で行われた者がどれだけ本人の報酬の対価となっているかという観点で、「利用者の働きがい」を評価するよう国に求めて下さい。
- (2) 「工賃額が上がることで社会参加がどの程度できるようになったか」「工賃額が上がることで自立した生活がどの程度できているか」といった視点の調査をし、それに基づいて千葉県の地域性に応じた必要な対策を検討してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

- (1) (2) 障害のある人が働く際に、経済的自立のほか、障害のある人が自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な働き方の選択が尊重されるよう、障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知してまいります。県では、平成26年度に就労継続支援B型事業所と利用者に対しアンケート調査を行ったところであり、今後とも利用者の意見を伺いながら障害のある人の就労支援に取り組んでまいります。

2. 就労支援事業所への優先調達推進にあたっては、適正な工賃保障や工期が十分ではないため、すすまない実態があります。優先調達推進の状況を明らかにしてください。またこの施策により、工賃がいくらアップされたか明らかにしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

平成29年度の県庁の調達実績は、272件、20,944,388円でした。

優先調達により、具体的に工賃にどの程度影響があったかは不明ですが、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、優先調達の推進に努めてまいります。

3. 小規模作業所が閉所等へ追い込まれることのないよう、千葉県独自の補助金制度や支援を継続してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

地域活動支援センター等に対する県独自の補助金制度として、重度加算補助金、就労支援加算補助金、家賃補助金を設けており、当補助制度については、来年度も継続する予定です。

8. 障害者の雇用について

1. 障害者雇用率偽装（水増し）について、徹底した検証と早急な改善策を講じてください。

- ①、知事部局、教育庁の他、すべての県関係組織の偽装（水増し）の実態と原因を明らかにすること。
- ②、偽装（水増し）の再発防止、監督部門の確立等、対策等の検討にあたっては、幅広い障害者団体の意見を聞き、公の場で議論すること。
- ③、不足している障害者を計画的に補充すること。
- ④、現在雇用されている障害者に対する合理的配慮の提供状況を含む就労実態を明らかにすること。

（回答要旨）総務課

- ①、 障害者雇用率の算出誤りによる修正値は、別紙のとおりであり、改めてお詫び申し上げます。

このようなことが起こった主な原因としては、障害者雇用促進法に定める障害の程度に該当すれば、障害者として算入できると、国のガイドラインを誤って解釈していたためであり、障害のある方を率先して雇用すべき行政機関としてあってはならないことと認識している。

- ②、 国においては、行政機関等に対するチェック機能の強化に向け、法的整備を視野に入れた検討を行っているものと聞いている。

県としては、国の動向を注視するとともに、県議会や貴協議会からいただいた御意見・御要望を踏まえ、再発防止に向けた対策を講じ、適正な方法による報告を徹底してまいりたい。

- ③、 現在、身体障害者を対象とした採用試験について、障害の種類や採用人数の拡大などの検討を進めているところである。また、知的障害や精神障害のある方の雇用の促進と民間企業への就業支援を行う「チャレンジド オフィス ちば」についても、増員など、拡充に向けた検討を進めている。これらにより、法定雇用率を上回る障害者の採用に取り組んでまいりたい。

- ④ 障害のある職員に対しては、トイレ・エレベーター等の設置や身障用パソコンの導入など、障害の状況を考慮した働きやすい施設の整備に努めているほか、業務分担を工夫するなどの配慮を行っている。また、聴覚障害を持つ職員が研修を受ける際には、手話通訳者を配置するなど、研修を受けやすい環境の整備にも取り組んでいるところである。

今後とも、障害者雇用の法理念を十分に意識しながら、障害のある方が、希望や特性に応じて活躍できる職場環境づくりに努めてまいりたい。

- ⑤、県は自らの法定雇用率達成にとどまらず、広く障害者雇用の推進を図るための対策を立て、計画的に推進すること。

(回答要旨) 産業人材課

障害者雇用の促進を図るためには、雇用する側の理解や意識改革が必要であることから、障害のある人の雇用に向けた準備や職場実習の受入などを支援する事業を実施するとともに、障害のある人が職場に定着できる環境づくりを支援しているところです。

2. 視覚障害者を対象とした県職員特別採用を毎年実施してください。その際、点字以外にも、弱視のための拡大文字の試験も行ってください。視覚障害者のハンディを補う意味から、試験時間を延長する措置を講じてください。中途視覚障害者も増えているところから、採用年齢を引き上げてください。また一般採用試験と同様に受験申請時点で県外に在住・在学している場合でも受験を認めてください。

(回答要旨) 総務課

- 1 視覚障害者を対象とした別枠による選考試験については、視覚障害者に適した職域・職場がある場合に実施することとしており、これまで、平成2年度、3年度、6年度、8年度、10年度、11年度、13年度及び17年度に実施し、図書編集職、あん摩マッサージ指圧師職及び一般事務職の計9名を採用した。

今年度については、昨年度に引き続き、一般事務職において選考試験を実施し、2名の受験者があったところである。

今後とも視覚障害者の方の職域・職場の開拓について努力してまいりたい。

- 2 拡大文字による試験については、図書編集職以外の、点字に関する能力を必要としない職種
の選考の際に実施している。

また、試験時間については、点字試験の場合は延長しているところであるが、拡大文字の場合についても、今後検討してまいりたい。

- 3 受験年齢の上限については、より多くの方に就業の機会を提供するため、平成20年度実施の試験から30歳から35歳へ引き上げたところである。
- 4 障害者を対象とした選考試験において、受験資格の一つとして、県内に居住していることを要件としているが、これについては、御意見を踏まえ、廃止する方向で検討を行ってまいりたい。

3. 工事請負、物品購入、役務提供など、県が契約する事業者の選定にあたっては、障害者雇用率達成事業者を優先し、雇用率未達成の事業者との契約はやめてください。

(回答要旨) 管財課

県では、物品購入や業務委託に係る入札参加事業者に対して適切な企業評価を行うため、入札参加業者適格者名簿への登載にあたって審査項目を設けて おります。特に、障害者雇用状況については、法定雇用率を達成した事業者に加点するなど、障害者雇用配慮しております。

(回答要旨) 建設・不動産課

工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、地方自治法の規定に基づく入札参加資格要件に適合し、そのうえで、中小企業の振興や環境の保全など、県が目指す施策の実現にも配慮しながら、適正に実施しているところです。

障害者福祉の向上という面においては、入札参加業者適格者名簿等の登載にあたり、障害者の法定雇用率を達成した事業者に加点したり、工事を一般競争入札総合評価方式で発注する際に

県内在住の障害者の雇用実績を評価項目とするなど、法定雇用率の達成を後押しする規定を設け、障害者雇用に配慮しているところです。

4. 障害者のための職業訓練機関の開発を推進してください。最近では学校を卒業しても、就職に結びつかない生徒が多数おります。就職につなげるための職業訓練校を充実してください。

(回答要旨) 産業人材課

県では障害者のための職業訓練機関として、障害者高等技術専門校を設置するとともに、我孫子高等技術専門校にも知的障害者を対象としたコースを設置しております。

また、障害者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、障害者高等技術専門校を拠点に、民間企業や社会福祉法人など地域の訓練機関等を活用した委託訓練も実施しています。

5. 在宅障害者の職域を広げてください。

(回答要旨) 産業人材課

障害者の在宅就業を促進するため、障害者高等技術専門校では、通所が困難な障害者を対象に、インターネットを活用した委託訓練を実施しています。

また、千葉障害者就業支援キャリアセンターや障害者就業・生活支援センターでは、在宅就業を希望する障害者への就労支援を行っています。

6. 障害者雇用率算定では、障害者雇用促進法の目的のひとつである「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保」という観点に照らし、その障害者雇用の現場が安易に「障害者だけを集めた職場」となっていないか、また障害者の労働の対価としての賃金が支払われているかという点を十分評価して行うよう県が雇用主に十分な指導をしてください。また国に対しても同様の視点で、雇用率という数値だけで評価せず、雇用の実態を含めた評価をするよう求めて下さい。

(回答要旨) 産業人材課

賃金や労働環境に係る雇用主への指導については、国（労働基準監督署）が所掌しています。

なお、県では各障害者就業・生活支援センターに企業支援員を配置し、障害者雇用のための職域開拓のほか、障害者を雇用するにあたって事業所が行うべき職業上の配慮事項や社内理解形成等について、訪問等によりアドバイスを行っています。

7. 2018年より設置された「就労定着支援事業」について、進捗状況を教えてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

平成30年10月1日時点の指定事業所数は60事業所です。

【内訳】

千葉県所管	32事業所	千葉市所管	14事業所
船橋市所管	8事業所	柏市所管	6事業所

9. 「くらしの場」について

1. 入所施設（障害者支援施設）、グループホームの整備だけでなく、「障害者支援施設、病院からの地域生活移行」「短期入所」の課題、虐待での緊急対応、発達障害特に思春期の方の対応、医療ケアを必要としている方の「くらし」の支援、資源もトータル的にみていく必要があります。こうした課題に対して、例えば仮称「くらしの在り方検討会議」を関係障害者団体をふくめて設置し、障害のある方のくらしの在り方、支援の在り方、資源の在り方など検討してください。

（回答要旨）障害者福祉推進課 共生社会推進室

障害のある人の住まいの場の確保や地域生活の支援に関する取組みについては、障害者総合支援法に基づき、障害者支援団体、学識経験者や関係行政職員など、障害者施策の推進に有意な意見を有する委員、障害当事者等委員で構成する千葉県総合支援協議会及び、その下に入所・地域生活支援専門部会を設置し、会議において様々な御意見を頂き、検討を行い、第六次千葉県障害者計画を策定、施策を推進している。

2. 障害児者の「くらしの場」としてグループホームや入所施設などの社会資源を拡充するとともに、それぞれの機能と役割を明確にし、利用者が選択できるようにしてください。

（回答要旨）障害福祉事業課

第六次千葉県障害者計画において、障害のある人の地域における住まいの場を確保するため、グループホームの整備を最重要施策の一つと位置付け取り組んでいるところです。

地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点として、入所施設の機能の積極的な活用を図るとともに、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等のニーズの受け皿として障害者支援施設は重要な役割を担っていると考えております。

また、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう取り組みます。

3. グループホームの低額な運営費の改善に向けて、国にグループホームの単価を引き上げるよう求めてください。同時に千葉県独自の補助金創設または増額をはかってください。

（回答要旨）障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、千葉県独自にグループホームの運営費補助を市町村と連携して実施しているところであり、制度の見直し等については、市町村の意向を踏まえる必要があると考えます。

（参考）平成 30 年 8 月 16 大都道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成 30 年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成 29 年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、

福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

4. グループホームの日中支援加算関係を充実してください。どこのホームでも週末の職員配置が十分にできません。余暇活動などで支援を充実するためにも職員増は必要です。日中支援加算を週末にも拡大するように国への拡充の要望と実現するまでの県単補助の新設をお願いします。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、千葉県独自にグループホームの運営費補助を市町村と連携して実施しているところです。

(参考) 平成 30 年 8 月 16 大都道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成 30 年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成 29 年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

5. 重度障害者支援加算関係を充実してください。数年前に重度障害者支援加算が新設されました。しかし、対象者は区分 6 の一定条件を満たした者に限られているために、なかなか利用できません。また、区分が 3・4・5 の利用者の中にも個別対応等が必要になる方が多く在籍しています。国への拡充の要望と実現するまでの県単補助の新設をお願いします。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、千葉県独自に強度行動障害者等県単加算事業を実施し、重度障害者を受け入れている障害者支援施設の運営を支援しているところです。

(参考) 平成 30 年 8 月 16 大都道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成 30 年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成 29 年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困

難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

6. 消防設備（スプリンクラー・通報装置・報知設備）を設置するための補助金をお願いします。消防設備の設置・維持には多額の費用を要します。安全なホームとするためにも、県内すべてのグループホームを対象に補助金をお願いします。

（回答要旨） 障害福祉事業課

県では、消防法改正を踏まえ、県単独事業である障害者グループホーム整備費補助金を活用して、消防設備の整備に要する費用を支援してきたところです。

平成 30 年 4 月以降は、法の経過措置が終了したことから、今後の設備整備については、国の補助制度の活用してまいります。

7. 2018 年より新設された「自立生活援助事業」について、進捗状況を教えてください。

（回答要旨） 障害福祉事業課

平成 30 年 10 月 1 日現在で、7 事業所が指定を受けています。

9. 袖ヶ浦福祉センター養育園について、現状及び今後の方針を教えてください。

- ① 入所定員の縮小をやめ、障害者(児)福祉を維持・向上してください。
- ② 日常的に健康・身体状況を把握できるよう、診療室および医療ケア体制を充実してください。
- ③ 現利用者が「譲渡先または地域への移行」を希望しない場合は事業団施設での入所を継続してください。
- ④ 職員の雇用を守るとともに、賃金・労等条件を改善し人員の確保をはかつてください。

（回答要旨） 障害福祉事業課

- ① 袖ヶ浦福祉センター養育園における定員の縮小は、少人数ケアにより利用者の特性に応じたきめ細かな支援を実現し、また組織・人材ガバナンスが十分機能するよう、施設規模の適正化を図るものであり、現在の定員は 40 名となっています。

移行に当たっては、県内の民間法人と協力し、利用者の移行の受け皿となる施設やグループホーム等の必要な環境整備を行っています。

- ② 診療室では、センター利用者等への医療サービスの提供を行っているところですが、重症の方や怪我などについては、外部受診を活用しているところであるため、地域の医療機関の受入体制を整えつつ、利用者を順次移行させながら、そのあり方について検討を進めていきます。

- ③ 利用者の移行は、本人・保護者の同意を得ることが前提であり、本人・保護者の意向を考慮せずに移行を強いるようなことはしません。

なお、利用者の移行に当たっては、保護者に対して他の民間施設の見学等を実施するなどの情報の提供や丁寧な説明により、移行に向けた理解を得られるよう努めております。

- ④ 袖ヶ浦福祉センター養育園では、重度の方が多く利用されているため、法令上の基準以上の職員を配置しており、その分を見込んだ指定管理料を算定し、利用者の支援に当たっているところです。

10. 人材確保・職員の処遇改善について

1. 障害者福祉サービス報酬改定の問題

- (1) 就労支援事業は障害のある人の働く場であると同時に非営利性と公益性を原則とする社会福祉事業であることを踏まえた上で、報酬を考えてください。
- (2) 今回の報酬改定の影響で、閉所される事業所が出てきています。千葉県でこの間閉所した事業所と利用者の状況を明らかにしてください。(政令都市も含めて)
- (3) 報酬改定の提示の時期が遅く、事業所の現場で混乱をもたらしています。少なくとも半年前には提示し、次年度の経営、活動に支障のないよう、国に要望してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

- (1) 国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。
- (2) 平成30年4月1日～9月30日までの期間に廃止したとして届出が提出されている指定就労継続支援B型事業所の数は6か所です。

【内訳】

千葉県所管 5か所(うち1か所は他の社会福祉法人に事業譲渡のため廃止届が提出されたもの。) 千葉市所管 1か所

- (3) 国に対しては、「報酬改定に係る告示や通知の発出、改正省令の公布等については、地方分権の趣旨を踏まえ、地方公共団体における手続きや事業者への周知期間等、必要な時間を十分確保し、円滑に対応できるように改善を図ること。」を要望しているところです。

- ### 2. 報酬単価の日割りから月割りへの変更を国に働きかけてください。利用者の欠席に対する補償(欠席時対応加算)の制限を超えた分について、県で補助してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、ご指摘のような加算の制限については、障害福祉サービスの報酬を決定する国において判断するものと考えます。

(参考) 平成30年8月 16 大都道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成29年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の

経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

3. 県単独での補助事業として、「民間職員処遇改善費」のような施策をおこなって下さい。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国において、賃金構造基本統計調査等により実態把握を行うとともに、福祉・介護職員の処遇改善のための加算制度を創設し、これまで段階的に引き上げが行われてきました。平成29年度には、職員の技能・経験に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たに月額平均1万円相当の処遇改善を行う加算が設けられ、最大で月額3万7千円相当まで拡充されたところです。

さらに、現在も介護人材の処遇改善に向けた検討が進められていますが、引き続き国に対して恒久的な対策を検討するよう、あらゆる機会を通じて要望していきます。

4. 入所施設（指定障害者支援施設）における専門職員配置を考慮してください。生活介護の人員基準PT、OTは利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、「生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う為に必要な数」と示されています。生活介護の単位ごとに1以上の配置がある場合は評価をしてください。利用者の重度化、高齢化、重症化は深刻な状況があり、専門職（PT、OT）による訓練は必須です。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

(参考) 平成30年8月16日 大都道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成29年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

5. 医療連携体制加算関係を充実してください。看護師の確保がとて難しい状況が続いています。准看護師でも加算の対象となるように国への拡充の要望と実現するまでの県単補助の新設をお願いします。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国の留意事項通知によれば、「医療連携体制加算（V）については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共

同生活援助事業所で生活を継続できるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。」となっております。

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

(参考) 平成 30 年 8 月 16 大都市道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成 30 年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成 29 年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

11. 生活全般について

1. 防災システムについて

(1) 地震、風水害、有事などの災害の発生時の防災システムの最新の進捗状況を教えてください。特に障害者に対する支援制度をお聞かせください。又、要支援者、要援護者の登録制度の進捗状況も教えてください。

(回答要旨) 危機管理課

千葉県防災情報システムは、災害情報を市町村等から収集し、県民や関係機関に情報を提供するためのシステムです。本年 4 月にシステムを更新し、市町村に加え、県警、消防本部、土木事務所等の防災関係機関も情報入力が可能となり、災害情報を地図上に表示する機能を追加する等、幅広い情報収集と、迅速な情報共有が可能になりました。

また防災情報システムで収集した情報の一部は、千葉県防災ポータルサイトで公開しておりますが、防災ポータルサイトも同時に更新し、スマートフォン対応や、多言語化対応の強化等、利便性を大幅に向上させたところです。

本年度は、防災ポータルサイトで台風 12 号、13 号、24 号の際に避難勧告・指示情報や避難所開設情報の公開を行いますが、このほかにも、警報、注意報等の気象情報、地震情報などを随時掲載しています。

防災ポータルサイトは、様々な立場の方が必要な情報にアクセスできるよう、シンプルで見やすいデザインを採用し、音声読み上げソフトが利用されることも想定して、テキストデー

タ中心でページを構成しています。

(回答要旨) 防災政策課

障害者の方などに対する登録制度としては、「避難行動要支援者名簿」があります。これは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市町村に作成が義務化された、災害時に自力で避難することが困難な者（障害者、高齢者など）の避難支援の基礎とするための名簿であり、平成30年6月現在、県内53市町村で作成済となっています。

また、「避難行動要支援者名簿」の情報に基づき、要支援者一人ひとりにつき、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかなどを定めた「個別計画」については、県内19市町で作成済となっています。

2. 福祉避難所の問題

- (1) 公立、福祉施設の内訳を明らかにしてください。
- (2) 災害弱者と言われる人に想定される福祉避難所について周知してください。
- (3) 医療ケアの必要な人への配慮を明らかにしてください。
- (4) 福祉避難所にこられる人の支援・配慮に必要な情報は、福祉避難所にどのように伝えられるのか明らかにしてください。福祉避難所において「どこに」「どんな設備がある」のかを障害をもった人（要援護者）に周知して下さい。
- (5) グループホームは要援護者対象外となっています。地域での要援護者対象として対応をしてください。

(回答要旨) 防災政策課

- (1) 市町村が福祉避難所として指定又は協定を締結した施設数は、千葉県ホームページにおいて施設の公立・民間の別や、施設の種別ごとに内訳を公表しています。
- (2) 県では「災害時における避難所運営の手引き」の中で、市町村が要配慮者とその家族に対して広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体等を通じて福祉避難所の周知を図るよう示しています。
- (3) 県では「災害時における避難所運営の手引き」の中で、市町村が医療的ケアの必要な人を含む要配慮者の個別ニーズを想定しながら福祉避難所に指定された施設において必要な物資や資機材等の備蓄を進めるよう示しています。
- (4) 県では「災害時における避難所運営の手引き」の中で、発災後、市町村が福祉避難所に指定されている施設の施設管理者に福祉避難所の開設を要請する中で、移送予定の要配慮者の特性等を伝えることとしています。

また、福祉避難所が開設された場合には、福祉避難所に移送予定の要配慮者に対し、御本人の安心のため、福祉避難所の内容を伝えた上で 移送の準備をすることとしています。

- (5) グループホームに入居されている方については、世話人等の支援者の所在が明らかであることから、避難行動要支援者名簿への登録は在宅者を優先しているところですが、個別の事情に応じて対応する事例もあるため、市町村の福祉部局や防災部局等への御相談をお願いします。

(6) ヘルプカードの普及において、ヘルプカードを配布する対象者の数（市町村の推定）と普及率を明らかにして下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

ヘルプカードの対象者としては、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方だけではなく、妊娠初期の方等、支援や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方に御利用いただくことを想定しております。

県内の障害者手帳を所持している方は、約26万人いらっしゃいますが、これらの方々の中で、外見から障害等が分かりにくい方を推定することは難しく、また、障害者手帳を所持していない方であっても、御利用いただくことが可能となっております。

県では、昨年8月にヘルプカードを作成し、各市町村等で配布をしており、今年はポスターを新たに作成し、各市町村、公共交通機関等へ掲示の依頼をしております。

今後も、市町村等の協力をいただきながら、普及に努めてまいります。

3. 国政・地方選挙においてすべての投票所にテーブルと椅子を設置して、すわって投票用紙に記載できるようにしてください。

(回答要旨) 選挙管理委員会事務局

投票所の設備については市区町村選挙管理委員会が設置することとなっておりますが、千葉県選挙管理委員会としては選挙の都度、車イス用の投票記載台等を設置することなど、高齢者や障がい者等の投票の便宜を図るよう市区町村選挙管理委員会に通知するとともに、市区町村の担当者を集めた会議等において依頼しているところです。

今後も引き続き、高齢者や障がい者の投票の便宜を図るよう市区町村選挙管理委員会に対し働きかけてまいります。

4. 同質・同型の電動車いす更新時の審査をなくしてください。

現在、電動車いすを更新するとき、同質・同型の電動車いすであっても障害者相談センターで判定を受けるか、医師の意見書を提出することになっています。

相談センターは県内に2か所あるのみであり、医師の意見書には高額な料金を必要としています。同質・同型の更新を繰り返す場合は審査をなくしてください。意見書が必要な場合は医師意見書の料金は障害者が負担しないで済むようにしてください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

「電動車いす」の再支給の場合、前回支給されたものと同仕様であっても、判定は必要となります。判定は障相センターでの面接判定か書類判定が必要で、書類判定の場合には医師の意見書等が必要となります。

電動車いすについては、使用者及び他の歩行者の安全を確保するため、加齢や生活環境の変化を考慮し、十分な判定をする必要があります。国の取扱要領に基づき、使用者が安全に操作できるように助言や工夫をし、お互いに安全を確認するために判定をさせていただいております。

5. 電動車いすのバッテリーは、使用の状況によっては標準期間よりも早く消耗するので、標準期間にこだわらず、必要に応じて交換してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

バッテリーについては、メーカーが標準期間を示していますが、日常的に 使用頻度の高い方は、これより短い期間で消耗する場合があります。そのため、市町村においては、電動車いすの使用実態を把握し、通勤、通所等の走行距離や坂道などの環境因子も確かめた上で、実情に応じて配慮しております。

6. 市町村単位で設けられていた「難病見舞金」はほとんど廃止になっていますが、指定難病（特定疾患）の申請時の必要書類である「臨床調査個人票」（診断書）作成に係る文書料への助成を要望します。

(回答要旨) 疾病対策課

千葉県では、指定難病の受給者数は現在、約 46,000 人となっており、毎年約 60 億円程度の公費を県と国とで支給して患者の医療費等の負担を軽減しております。

毎年、難病が追加指定されており、新規の受給者も増加しており、今後も公費が増加し続ける見込みです。

こういう状況下、市町村で実施している「難病見舞金」が財政事情から廃止の傾向にあることは承知しておりますが、指定難病の制度は健康保険の適用を前提としており、保険適用外の診断書（臨床調査個人票）にかかる文書料については、現状では患者の負担となっております。

このため、診断書（臨床調査個人票）に対する助成は、現状では千葉県を含め全国的に実施されておられません。何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国等には機会を捉えて、保険適用の対象とするよう働きかけしていきたいと考えております。

7. グループホームへの助成を充実してください。

以前千葉県の制度として設けられていた開所時の備品購入等の助成が平成 23 年頃廃止されてしまいました。政府は「地域移行」を推進したいようですが、その受け皿への援助を強化してください。県でダメなら国へ要請してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

県では、独自の取組みとして

- ・ 障害者グループホーム運営費等補助（運営費、開設支援費）
- ・ 障害者グループホーム等支援事業（家賃補助、職員研修）
- ・ 障害者グループホーム等支援事業（支援ワーカー）

を実施するなど、グループホームの支援に取り組んでいるところです。

なお、国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

(参考) 平成 30 年 8 月 16 大都道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成 30 年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成 29 年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

12. 障害児教育について

1. 特別支援学校及び特別支援学級の担任配置において、講師（欠員補充）の比率が高く、教育の継続性や専門性の蓄積にも影響を与えています。講師を減らし、新規採用者を増やしてください。昨年度は、特別支援学校の配置教諭数 2, 995 名のうち、欠員補充講師数は 126 名、特別支援学級の担任数 1, 983 名のうち、欠員補充講師数は 183 名ということでしたが、今年度の人数を教えてください。また、産休代替以外の講師も年度をまたぎ、継続雇用してください。

（回答要旨）教職員課（特支）（小中）（任用）

今年度は、特別支援学校の配置教員数 3, 055 名のうち、欠員補充講師数は 118 名、特別支援学級の担任数は 2, 082 名で、そのうち、欠員補充講師数は 202 名です。（千葉県除く。）

教員の採用予定人員については、児童生徒数の増減、年度末の退職者数や現職教員の年齢構成等を踏まえ、長期的な視野に立ち、計画的な採用枠の確保に努めております。

なお、臨時的任用講師の雇用に当たっては、原則、同一校一年間として雇用しているところです。

2. 特別支援教育において、継続した指導が可能になるよう、免許を持ち、意欲のある人を採用してください。今年度の特別支援学級担任及び特別支援学校教員の免許保有率は、上がっていますか。ちなみに 2017 年度は、学校 88.6%（2016 年度 87.7%）学級 38.2%（2016 年度 39.7%）ということでした。

また特別支援学級担任の専門性を確保するため、新採用教員の採用枠を確保してください。具体的には、特別支援学級の教員を特別枠で選考し、採用してください。

（回答要旨）教職員課（任用）

これからの特別支援教育においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められており、すべての教員がその専門性を身につけ、学校全体で特別支援教育の推進に取り組むことが重要であると認識しております。

また、本県の教員採用選考では、「特別支援教育」枠を実施しております。この枠で採用した者は、採用時は特別支援学校に配置し、その後、小学校・中学校・高等学校に異動することもある旨を明記しています。このことにより、特別支援学級担任の専門性の向上が図られ、千葉県全体の特別支援教育の推進を図ることができるものと考えております。

3. すべての学校に軽度の発達障害児が通う通級指導教室を設置し、専門の教員を配置してください。また、特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級担任とは別に配置してください。

(回答要旨) 教職員課 (小中)

通級指導教室の設置については、市町村教育委員会が行うこととなっております。教職員の配置は、国から措置された定数を活用することが基本であることから、特別支援教育コーディネーターの配置、通級指導担当教員等の増員など特別支援教育充実のための定数措置等については、市町村教育委員会からの要望をもとに、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しているところです。

4. 特別支援学級に在籍する児童生徒の実態は多様で、常時、個別対応が必要な子どもが増え、担当教員の負担が増大しています。特別支援学級の学級編成基準を現行の8名から6名にするよう、国に働きかけてください。

(回答要旨) 教職員課 (小中)

特別支援学級の学級編制は、国の基準で1学級8名となっております。現行の8名から6名に引き下げるには、県単独で教員を配置しなければならなくなり、国の基準を超えて、県単独で教員を配置することは困難です。

教職員定数は、国が措置することが基本であるため、今後とも特別支援教育の推進等に必要な定数の確保について、全国都道府県教育長協議会や県の重点要望等を通して、国に要望してまいります。

5. 特別支援学校の教員は、一昨年度から、「特別支援教育」枠での採用となりましたが、特別支援学校教諭の免許所有者を優先的に採用してください。

また、新採用者の数年後の通常学校への異動については、本人の希望を優先し、それにより、当該校の専門性が低下することのないよう、配慮してください。

(回答要旨) 教職員課 (特支) (任用)

本県の採用選考では、特別支援教育枠での志願に当たって、特別支援学校教諭の免許状を所有していることを要件としております。

なお、特別支援教育枠で採用された職員については、全学校種における特別支援教育推進のため、採用時の配置先を特別支援学校とし、その後、本人の希望や実務経験等を踏まえ、適正な人事配置を行います。

また、小中学校への異動については、本人の意向を十分に聞き取ったうえで、行うように努めております。

6. 特別支援学校の高等部に配属された初任者にも後補充者をつけてください。初任者研修、フォローアップ研修等の負担を減らし、通常の授業に支障が出ないようにしてください。

(回答要旨) 教職員課 (特支)

高等部配置の初任者が2名の場合は、加配教員1名が後補充を担い、初任者が1名の場合は、非常勤講師1名が後補充を担うこととなっております。

初任者研修の重要性を踏まえ、学校においては、生徒と向き合える時間の確保に努めているところです。なお、実施に当たっては、学校全体で体制を整えるようにしています。

7. 特別支援学校の再任用者を定数から外し、それぞれのキャリアに応じた多様な勤務ができるようにしてください。また、再任用者の希望に応じて、短時間勤務を保障してください。

(回答要旨) 教職員課 (特支)

再任用教職員は、選考により正規採用された一般職の地方公務員であることから、制度導入時より、定数内として取り扱っているところです。厳しい財政状況から再任用教職員を定数外とすることは考えていません。

なお、再任用職員の勤務態様等については、「再任用希望等申出書」等を踏まえ、適正に決定いたします。

8. 産休・育休・療休・休職中の教員に対して補充がされない、また代替講師の着任が大幅に遅れるという事例があり、対応が各学校任せになっています。また妊娠負担軽減の講師の配置も遅れ、これは母性保護の点からも問題です。国の「総額裁量制」の導入による「定数くずし」で非正規雇用が増大したことは明白ですが、県教委は、未配置問題に対してどのように考えていますか。

(回答要旨) 教職員課 (特支)

講師の任用に際しては、講師登録者の中から代替の講師を速やかに配置するよう勤めているところですが、必要とする講師の条件等により配置までに一定の期間を要する場合があります。県教育委員会としては、講師の未配置問題を喫緊の課題ととらえており、大学等の教育機関への働きかけや県立特別支援学校ホームページへの講師募集及び登録のリンク設定等の手立てを講じているところです。今年度より、臨時的任用講師の年齢を65歳以上も可能としたり、説明会を開催するなどし、講師の確保に努めてきました。今後も広報活動に努め、登録者の確保を一層進めてまいります。

9. 児童生徒の実態が多様化している中、スクールバス運行中の発作やパニック等への対応で、介助員の皆さんは身体的にも肉体的にも緊張を強いられる勤務をされています。実態に合わせたスクールバスの増車と乗務を複数でできるように、介助員の増員をはかってください。特に都市部の学校では、道路渋滞などにより、2時間近い乗車コースもあります、座席の確保はもとより、児童生徒が楽に過ごせるように補助具等の点検を行い、必要なものをそろえてください。

(回答要旨) 教職員課 (特支)・財務課

介助員については、配当方針に基づき、児童生徒の障害の状況等、学校の実情に応じて配当しております。運行に際しては、乗車する児童生徒の体調等の状況により、必要に応じて介助員の他、教員等が乗車し対応しているところです。

特別支援学校のスクールバスについては、各学校の状況を把握しつつ、関係課とも協議しながら配車しています。限られた予算の中で要望のある全ての学校に対応することは難しい状況ですが、待機児童数や児童生徒の増加見込み等、各学校の実情を勘案しながら検討しており、30年度当初予算では新たに3台増車したところです。

また、乗車時間については、児童生徒の健康管理等に配慮し、目安として90分以上の長時間乗車とならないよう努めています。

さらに、児童生徒の障害の状態等によりリフト付きバス・超低床バスとするなど、各学校の実情に応じて柔軟に対応しています。

10. 特別支援学校の過密化を解消し、児童生徒の多様化に応じた教育環境を保障してください。また、設置後30年以上を経た校舎、校内設備の老朽化が目立っています。各学校の要望に応じて、改修を進めてください。

(回答要旨) 教育施設課、特別支援教育課

県教育委員会では、「県立特別支援学校整備計画」に基づき、これまでに 新設校8校、分校2校、増築1校の対応を行い、過密状況への対応を図ってまいりました。

県教育委員会としては、引き続き、対応を要する地域があると考えており、平成29年10月に「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定しました。

この計画に基づき、過密状況にある地域の知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校への対応を計画的に進めるとともに、教育環境の充実を図ってまいります。

また、老朽化した校舎の改修については、平成29年11月に策定した「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づいて、今後、各学校の要望を伺いながら施設の老朽化対策を進めていきます。

11. 県内の特別支援学校の過密化解消とともに、「学校設置基準」を作るよう、県として強く国に働きかけてください。

(回答要旨) 特別支援教育課

特別支援学校の設置基準について国は、国会における答弁の中で「対象となる障害種に応じた多様な施設整備が必要になるということから、各学校の状況に応じて逆に柔軟な対応が可能になるように、設置にあたっての基準を設けない」との方針を示しております。

このため、県教育委員会では、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備に努め、障害の状況や学校の実情を考慮し、適切に対応しているところです。

今後とも、国の動向を注視してまいります。

12. 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画において示された特別支援学校の「通級による指導」の実施について2017年度は、18カ所、対象児童生徒数は5月1日現在で233名ということですが、当該校で他校の児童生徒を担当する教員の加配の状況や異なる障害種への対応についてどのような状況になっていますか。

(回答要旨) 特別支援教育課・教職員課

- 1 特別支援学校の「通級による指導」の実施について、2018年度は、19カ所、対象児童生徒数は5月1日現在で239名であり、「通級による指導」を担当する教員の数は35名となっています。弱視、難聴、言語、肢体不自由、病弱を対象として「通級による指導」を実施しています。

13. 今年度から始まった高等学校における「通級による指導」の具体的な内容を説明してください。また、実施に当たっては、当該生徒・保護者の希望、教職員の共通理解を大切に、人的物的条件整備を進めて

ください。

(回答要旨) 特別支援教育課、教職員課

平成30年度は、県立高等学校2校において、「通級による指導」を開始し、平成31年度には新たに県立高等学校1校において「通級による指導」を開始することとします。

実施形態としては自校通級を原則として、各校において特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導を行います。また、指導の対象となる生徒は、実施校に在籍し、校内委員会等において、特別の指導が必要と判断された生徒とします。

また、教員の配置につきましては、国の定数を活用し、通級による指導が適切に行われるよう、適正配置に努めてまいります。

14. 教職員の長時間過密労働の是正が、全国的な課題となっています。県内特別支援学校教職員の勤務実態について、どのように把握されていますか。

また、授業準備、教材研究等に時間を当てられるよう、引き続き、文書事務の軽減等、抜本的な改善を図ってください。特に調査報告の精選、校内の文書の簡略化を図ってください。

(回答要旨) 教職員課(管理)

県立特別支援学校の教職員の勤務時間の把握については、これまで実施した出退勤時刻調査において、教職員一人一人が入力した出退勤時刻を、管理職が目視や面談等で確認することで、正確な把握に努めています。

併せて、市町村教育委員会に対し、日常の勤務時間管理において、タイムカードやICTの活用などにより客観的に把握し、記録するよう通知しているところです。

また、県教育委員会が依頼している各種報告・調査については、年度当初に実施を予定しているものについて、一覧表を学校に配付するなど、計画的に事務処理を行えるよう工夫改善を図ってまいりました。

併せて、本年4月に設置した「働き方改革推進本部」において、県教育委員会が依頼している各種報告・調査について、見直しを検討しているところです。

13. 放課後等デイサービスについて

1. 児童の要支援度を子供の発達の視点で正しく判定できるよう、県内各自治体に向けて、子ども生活上の問題行動に合わせて、子どもの発達課題にも着目した判定を行うことができるよう、善処してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害者手帳審査班

就学中の障害児に対する放課後デイサービス等の障害福祉サービスは、市町村において実施しているところです。

障害福祉サービスを受ける際の障害支援区分の判定は、児童相談所で判定している療育手帳の判定を参考に行われることもありますが、通常、市町村の調査員が申請者宅を訪問・面接の上、障害支援区分認定調査を行い、医師の意見書と併せて審査・判定を行っているとお聞きしております。

通常、問題行動が高い児童は、療育手当の障害区分と比べて支援区分が高く出ると聞いております。

2. 事業所の実態を踏まえ、何らかの激減緩和措置を考えてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、加算の創設・拡充が行われたところであるが、利用者の状態等に応じた報酬区分の導入については、国に対し、取扱いや周知方法について配慮を求めました。

また、国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

(参考) 平成30年8月 16 大都道府県障害福祉主管課長会議

2 障害者総合支援法等の円滑な運営について

(1) 障害福祉サービス事業所の基準・報酬について

事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成29年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。

3. 県下の放課後等デイサービスの運営の実態をどのように把握しているのか見解を述べてください。

特に送迎問題、重度の児童生徒の処遇の在り方など現在の報酬単価では困難なのではないでしょうか。

(回答要旨) 障害福祉事業課

放課後等デイサービス事業所に対しては、各健康福祉センターにおいて、所管する地域の全事業所を対象に定期的に実地指導を行っており、適正に運営されているか確認しているところです。なお、基本的には実地指導は4年ごとの実施となっていますが、新規に指定を受けた事業所については、翌年度に実地指導を行うとともに、引き続き指導が必要と認められた事業所については、毎年指導を行っております。

また、報酬に関しては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員加配加算の創設、医療連携体制加算の拡充、送迎加算の拡充などが行われたところであるが、国に対し、さらなる改善を要望しているところです。

4. 相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所との連携が十分に行われていません。通常の学童保育所の定員がいっぱいになっており、軽い障害を持っている子供たちが放課後等デイサービスの事業所に集まっている実態がありますが、インクルージョンの視点から見ると問題があると思いますが、見解を示してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

障害児支援利用計画においては、セルフプランの割合が30%を超えており、その原因として、地域の社会資源等に関する情報の不足、障害のある子どもの支援に関する十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことなどが考えられます。

今後も引き続き、相談支援専門員の確保と質の向上を図るための研修を実施するとともに、セルフプランの縮小に向けて市町村に働きかけます。

5. 医療的ケアの必要な放課後等デイサービスの事業所に看護師の配置が必要です。看護師の配置のための方策を考えてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

県では、経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアが常時必要な重度の障害のある子ども等に対し、放課後等デイサービス（主として重症心身障害の状態にある子どもを対象とする事業所を除く）事業所等が看護師による医療的ケアを実施している場合に係る人件費について、市町村と県で補助する事業を実施しております。

また、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において看護職員加配加算が創設されたところです。

今後は、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケアが必要な障害のある子どもが適切な支援を受けられるよう検討してまいります。